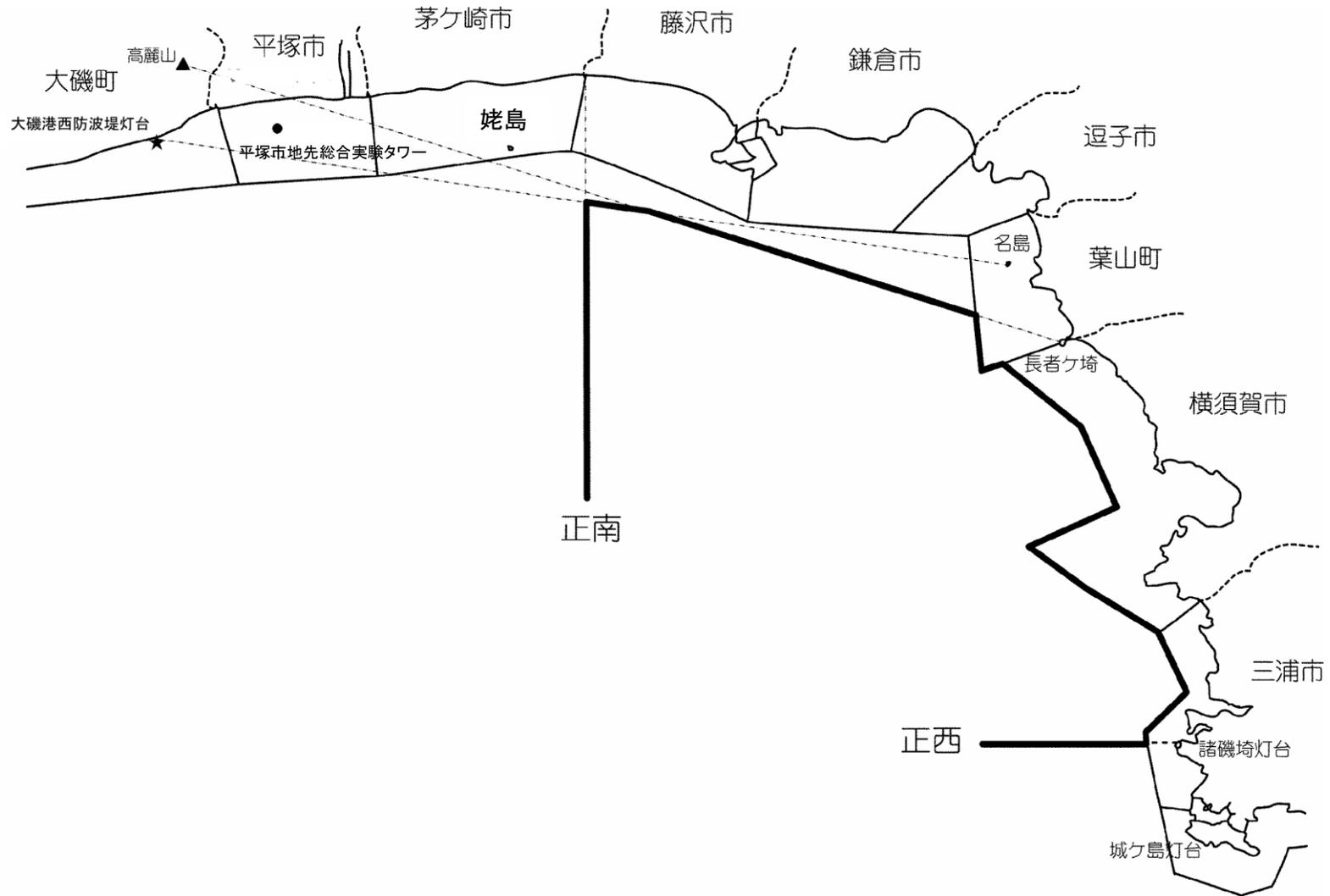


漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	（許可又は起業の認可を申請すべき期間）	許可の有効期間
ひらめ一枚網漁業	1	定めなし	三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の 3 点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15 cm 以上 2.網丈 4.5m 以下	令和 4 年 4 月 7 日から令和 4 年 5 月 6 日まで	令和 4 年 6 月 3 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。
ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



<p>かます 一枚網 漁業</p>	<p>1</p>	<p>定め なし</p>	<p>三浦市初声町黒埼突端より 正西の線から逗子市大埼突 端より正南西の線に至る神 奈川県海面。ただし、共同漁 業権の漁場の区域を除く。</p>	<p>6月1日から11 月30日まで</p>	<p>横須賀市佐 島に漁業根 拠地を有し ている者</p>	<p>1.漁具の規模は次の とおりとする。 (1) 目合 3cm以上 (2) 網丈 6m以下 (3) 網1反の長さ 120m以下 (4) 1統の網の使用 反数 15反以下 2.網の張立時間は、 午前3時から午前 10時までとする。</p>	<p>令和4年4 月7日から 令和4年5 月6日まで</p>	<p>令和4年 6月3日 から令和 8年5月 21日ま で</p>
---------------------------	----------	------------------	--	----------------------------	---	---	--	---

三浦市初声町黒埼突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除

